

青森県山村振興基本方針

令和8年3月
青 森 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 県域における振興山村の状況	1
2 自然環境に係る状況	3
(1) 地理と地勢	3
(2) 気象	3
3 社会的及び経済的条件	6
(1) 人口の動向	6
(2) 財政の状況	7
(3) 交通の状況	7
(4) 情報通信の状況	7
(5) 土地利用の状況	8
(6) 産業構造の状況	9
(7) 近年の主な自然災害の発生状況	11
(8) 医療の状況	11
(9) 社会福祉の状況	11
(10) 文化・教育の状況	11
(11) 社会・生活環境の状況	12
(12) 移住・交流の状況	12
(13) 就業者の動向	12
(14) 自然環境の保全状況	13
II 振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	14
1 振興山村の課題	14
2 山村振興対策の実施状況と評価	14
III 振興の基本方針及び振興施策	15
1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	15
2 振興施策	15
(1) 交通施策に関する基本的事項	15
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	16
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	17
(4) 産業振興施策に関する基本的事項	17
(5) 防災に係る施策に関する基本的事項	18
(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	19
(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	19
(8) 文教施策に関する基本的事項	20
(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	21

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項	21
(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	22
(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	23
(13) その他施策	23

山村振興基本方針書

都道府県名	青森県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

1 県域における振興山村の状況

- (1) 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村（以下、振興山村）は、全 40 市町村のうち 23 市町村（割合 57.5%）となっており、全国の 42.7%を上回っています。
- (2) また、県全体に占める振興山村の面積の割合は 70.5%で、人口の割合は県全体の 57.2%を占めており、若年者と高齢者比率は県全体とほぼ同じ割合となっています。

本県における振興山村の状況

区分	全県（A）	振興山村（B）	比率（B/A）
市町村数	40	23	57.5%
面積	9,645 km ²	6,800 km ²	70.5%
人口	1,218,222 人	696,799 人	57.2%
若年者比率（15～29 歳）	11.5%	11.3%	—
高齢者比率（65 歳以上）	33.4%	33.8%	—

（出典）面積は、令和7年度全国都道府県市区町村別面積調査（国土交通省国土地理院）。人口は、令和2年国勢調査（総務省統計局）。

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

（注）人口は年齢不詳の数を除く。

振興山村の指定状況

市町村名	合併前市町村名	旧市町村名
青森市	青森市	荒川村、横内村、浜館村、東岳村
弘前市	岩木町 相馬村	岩木村 相馬村
黒石市		山形村
五所川原市	五所川原市 金木町 市浦村	飯詰村 喜良市村 相内村、脇元村
むつ市	川内町 大畑町 脇野沢村	川内町 大畑町 脇野沢村
平川市	平賀町 碓ヶ関村	竹館村 碓ヶ関村
平内町		小湊町、西平内村、東平内村
今別町		今別村、一本木村
蓬田村		蓬田村
外ヶ浜町	蟹田町 平館村 三厩村	蟹田町 平館村 三厩村
鱒ヶ沢町		赤石村 中村
深浦町	深浦町 岩崎村	深浦町、大戸瀬村 岩崎村
西目屋村		西目屋村
大鱒町		大鱒町
中泊町	小泊村	小泊村
七戸町	七戸町	七戸町
横浜町		横浜村
東通村		東通村
風間浦村		風間浦村
佐井村		佐井村
三戸町		猿辺村
田子町		田子町、上郷村
新郷村		戸来村、野沢村

(注) 合併前市町村名：平成16年6月現在の名称（平成の合併前）

旧市町村名：昭和28年10月1日（市町村合併促進法施行時）の名称

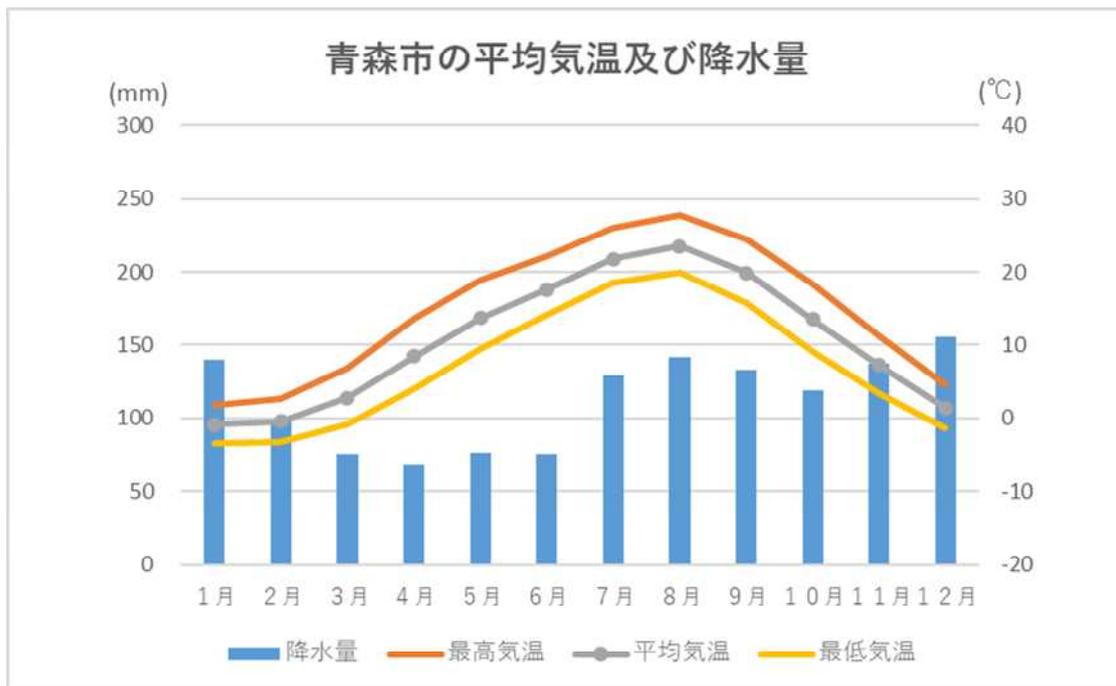
2 自然環境に係る状況

(1) 地理と地勢

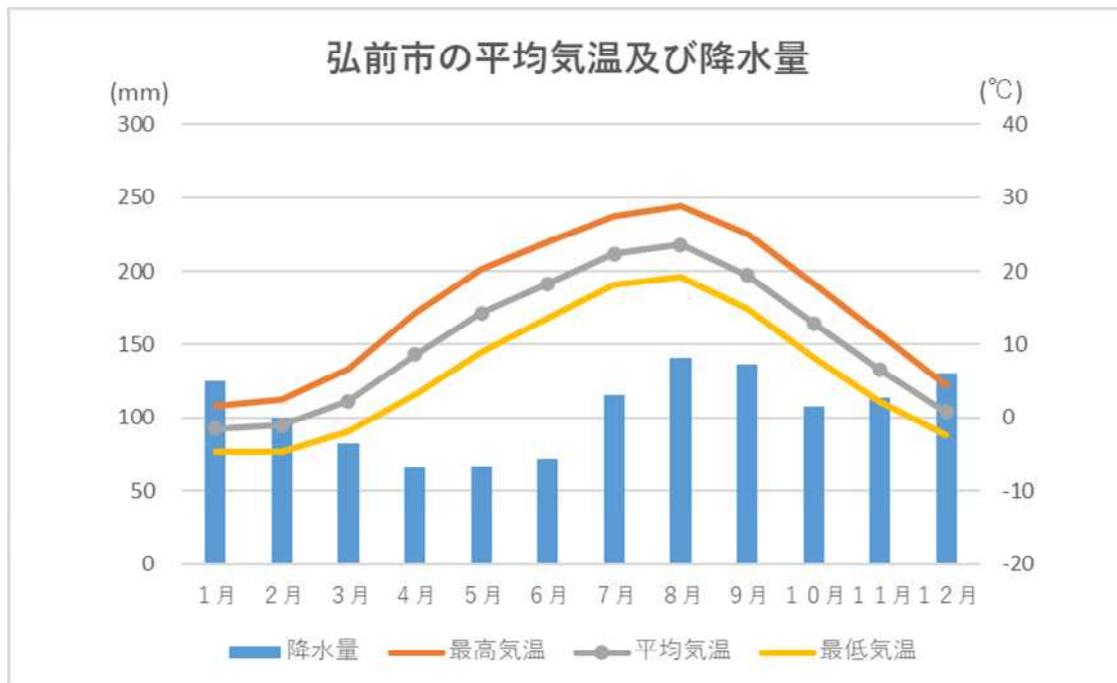
- ア 本県は、本州の最北端に位置し、南は秋田、岩手の両県と接しており、東は太平洋、西は日本海、北は北海道との間に津軽海峡を挟み、三方を海に囲まれています。
- イ 地形的には、県土のほぼ中央部を、南北に縦走する奥羽山脈を境に、東部地域は北上山脈より発達する丘陵地が続き、その低地に当たる小川原湖一帯を隔てて下北半島へと連なっています。
- ウ また、西部地域は出羽山脈より伸びた山岳地帯が形成され、そこに源を発する一級河川岩木川が津軽平野中央部を貫流し、その流域一帯に肥沃な津軽平野が開け、さらに北の津軽半島へと連なっており、この津軽、下北両半島で陸奥湾を抱く形となっています。
- エ このような地形の中で、本県における山村振興法に基づき指定を受けた山村（振興山村）は、奥羽山脈を挟んで東部には三戸郡の「三戸町・田子町・新郷村」の3町村と上北郡の「七戸町」の1町、また、下北半島には「むつ市」と下北郡の「東通村、風間浦村、佐井村」の4市村及び上北郡の「横浜町」の1町が分布しています。
- オ 一方、奥羽山脈の西北部及び南西部には「青森市・平内町・黒石市・平川市・大鰐町」の5市町、津軽半島には、「外ヶ浜町・今別町・蓬田村・中泊町・五所川原市」の5市町村、さらには出羽山脈に「弘前市・鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村」の4市町村が分布し、県全体で23市町村となっています。

(2) 気象

- ア 本県の気象は、北緯40度～41度という本州最北端の緯度に位置するため、夏季冷涼型で短い夏と長い冬が特色となっています。
- イ また、県土の中央部に位置する奥羽山脈により気象が著しく変わり、冬には湿った空気が山脈にぶつかり、津軽地方に雪を降らせる一方、夏は偏東風（通称ヤマセ）の影響により、太平洋側で低温の日が続くなどの特色がみられます。
- ウ 年間降水量は1,351mm程度で、降雪量については、地域により差がみられますが、特に日本海型気候と言われる西部の山間地域においては、1mを超える積雪がみられます。
- エ 根雪期間は、降雪の多い津軽地域で12月から3月までの約4か月間続き、このうち一般的に1～2月にかけて積雪の最も多い期間となり、地域によっては、日常生活や交通に大きな支障が出ることもあります。



出典：アメダス（1991年～2020年の平年値）



出典：アメダス（1991年～2020年の平年値）



出典：アメダス（1991年～2020年の平年値）

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

ア 本県の人口は減少傾向が続いており、令和2年では約122万人となっています。

イ 振興山村の人口は696,799人で、年齢構成をみると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより年々減少しており、10.1%となっています。また、65歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、34.6%となっています。

年齢階層別人口の動向

(人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H12	216,466 (100%)	29,894 (13.8%)	37,254 (17.2%)	37,219 (17.2%)	63,365 (29.3%)	48,734 (22.5%)
H17	656,738 (100%)	87,916 (13.4%)	100,626 (15.3%)	120,928 (18.4%)	192,520 (29.3%)	154,748 (23.6%)
H22	795,126 (100%)	96,654 (12.2%)	109,434 (13.8%)	144,009 (18.1%)	235,181 (29.6%)	209,848 (26.4%)
H27	750,638 (100%)	82,673 (11.0%)	94,930 (12.6%)	130,660 (17.4%)	211,480 (28.2%)	230,895 (30.8%)
R 2	696,799 (100%)	70,837 (10.1%)	80,805 (11.6%)	109,053 (15.7%)	195,046 (28.0%)	241,058 (34.6%)

年度	県全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H12	1,485,728 (100%)	233,141 (15.1%)	263,820 (17.9%)	277,971 (18.8%)	422,870 (28.7%)	287,926 (19.5%)
H17	1,436,377 (100%)	198,959 (13.9%)	227,369 (15.8%)	267,014 (18.6%)	416,473 (29.0%)	326,562 (22.7%)
H22	1,368,197 (100%)	171,842 (12.6%)	189,251 (13.8%)	250,916 (18.3%)	403,420 (29.5%)	352,768 (25.8%)
H27	1,297,015 (100%)	148,208 (11.4%)	164,749 (12.7%)	227,732 (17.6%)	365,386 (28.2%)	390,940 (30.1%)
R 2	1,218,222 (100%)	129,112 (10.6%)	142,072 (11.7%)	193,788 (15.9%)	340,307 (27.9%)	412,943 (33.9%)

(出典) 国勢調査結果(総務省統計局)

(注) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(注) 総数は年齢不詳の数を除く。

(2) 財政の状況

本県は財政力指数が0.43と低く、振興山村は0.40とさらに低くなっています。また、本県の市町村は、実質公債費率や将来負担比率が全国に比べて高い水準にあるなど、依然として厳しい財政状況にあります。

財政力指数

	財政力指数
振興山村	0.40
県全体	0.43

(出典) 地方財政状況調査

(注1) 令和4～6年度の平均

(注2) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(3) 交通の状況

振興山村におけるD I D(※)までの所要時間別農業集落数は、30分未満が700集落(69.0%)、30分～1時間が213集落(21.0%)、1時間以上が98集落(9.7%)となっています。県全体との比較では、30分未満の割合が9.2ポイント低く、1時間以上が3.9ポイント高くなっており、生活条件が不利な傾向にある中、鉄道路線の廃止や路線バスの減便等が進んでいる地域も見られます。

※D I D(人口集中地区)とは、国勢調査において、人口密度約4,000人/km²以上の地区が幾つか隣接して人口5,000人以上を有する地域をいう。

D I Dまでの所要時間別農業集落数

振興山村				県全体			
計	30分未満	30分～1時間	1時間以上	計	30分未満	30分～1時間	1時間以上
1,014 (100%)	700 (69.0%)	213 (21.0%)	98 (9.7%)	1,782 (100%)	1,394 (78.2%)	282 (15.8%)	103 (5.8%)

(出典) 農林業センサス農山村地域調査(農林水産省)

(注) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(注) 合計には計測不能の農業集落も含む。

(4) 情報通信の状況

ア 本県の光ファイバ整備率(世帯カバー率)は96.82%となっており、全国の97.09%と同水準ですが、振興山村は94.90%とやや低くなっています。

イ 一方、本県の令和5年度のインターネット利用率は74.6%(全国86.2%)、スマートフォン保有率は68.6%(全国80.5%)となっており、全国平均と格差がある状況です。

光ファイバ整備率（世帯カバー率）

	光ファイバ整備率
振興山村	94.90%
県全体	96.82%

（出典）令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査（総務省）

（5）土地利用の状況

ア 令和2年の振興山村の土地利用状況についてみると、総土地面積約680千haのうち林野は約500千haと73.4%を占めています。

イ 振興山村の耕地面積は、約48千haと総土地面積約680千haの7.1%にとどまっており、県全体の耕地面積割合10.3%よりも低くなっています。

ウ 振興山村の耕地面積を地目別にみると、田が57.1%と最も多く、次いで樹園地が22.4%、普通畑が20.5%となっています。県全体との比較では、樹園地の割合が高く、普通畑の割合が小さくなっています。

土地利用の状況

(ha、%)

年度	振興山村						
	総土地面積	耕地面積	耕地			林野面積	森林
			田	普通畑	樹園地		
H17	577,244 (100%)	38,246 (66.3%)	21,662 (56.6%)	10,071 (26.3%)	6,511 (17.0%)	450,332 (78.0%)	443,471 (98.5%)
H22	679,754 (100%)	57,086 (8.4%)	31,482 (55.1%)	12,884 (22.6%)	12,722 (22.3%)	499,468 (73.5%)	492,214 (98.5%)
H27	679,926 (100%)	53,181 (7.8%)	30,413 (57.2%)	10,731 (20.2%)	12,037 (22.6%)	499,560 (73.5%)	491,721 (98.4%)
R 2	679,948 (100%)	48,126 (7.1%)	27,481 (57.1%)	9,860 (20.5%)	10,784 (22.4%)	499,404 (73.4%)	490,530 (98.2%)

年度	県全体						
	総土地面積	耕地面積	林野面積			林野面積	森林
			田	普通畑	樹園地		
H17	960,683 (100%)	116,111 (12.1%)	67,001 (57.7%)	30,783 (26.5%)	18,327 (15.8%)	630,080 (65.6%)	619,551 (98.3%)
H22	964,421 (100%)	115,716 (12.0%)	66,482 (57.5%)	31,614 (27.3%)	17,620 (15.2%)	627,658 (65.1%)	615,064 (98.0%)
H27	964,540 (100%)	108,289 (11.2%)	62,086 (57.3%)	29,602 (27.3%)	16,600 (15.3%)	628,191 (65.1%)	615,721 (98.0%)
R 2	964,564 (100%)	99,535 (10.3%)	55,198 (55.5%)	29,514 (29.7%)	14,824 (14.9%)	625,842 (64.9%)	613,319 (98.0%)

(出典) 農林業センサス農山村地域調査 (農林水産省)

(注) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(6) 産業構造の動向

ア 振興山村の県内総生産を産業別にみると、第1次産業が1,002億円(4.2%)、第2次産業が3,479億円(14.5%)、第3次産業が1兆9,997億円(83.3%)となっています。

県内総生産 (令和4年度)

(億円)

振興山村				県全体			
全 体	1次産業	2次産業	3次産業	全 体	1次産業	2次産業	3次産業
23,993 (100%)	1,002 (4.2%)	3,479 (14.5%)	19,997 (83.3%)	44,391 (100%)	2,056 (4.6%)	9,078 (20.5%)	34,154 (77.0%)

(出典) 令和4年度県民経済計算 (青森県統計分析課)

イ 振興山村の産業別生産額の割合は、県全体と比較して、第1次及び第2次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。これは、振興山村地域を有する市町村全体の数値と比較しているためであり、振興山村地域だけでみると、第1次産業の割合が高くなっているものと推察されます。

産業別生産額の動向

(百万円)

年度	振興山村			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H13	2,749,818 (100%)	79,867 (2.9%)	438,888 (16.0%)	2,231,066 (81.1%)
H17	2,516,767 (100%)	86,087 (3.4%)	313,715 (12.5%)	2,116,961 (84.1%)
H22	2,374,298 (100%)	78,035 (3.3%)	304,709 (12.8%)	1,991,553 (83.9%)
H27	2,436,734 (100%)	100,529 (4.1%)	342,555 (14.0%)	1,993,649 (81.9%)
R 2	2,404,193 (100%)	96,374 (4.0%)	325,334 (13.5%)	1,982,483 (82.5%)
R 4	2,447,834 (100%)	100,226 (4.1%)	347,917 (14.2%)	1,999,691 (81.7%)

年度	県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H13	4,682,463 (100%)	172,746 (3.7%)	876,751 (18.7%)	3,632,966 (77.6%)
H17	4,379,458 (100%)	175,940 (4.0%)	715,662 (16.3%)	3,487,856 (79.6%)
H22	4,433,514 (100%)	163,788 (3.7%)	975,637 (22.0%)	3,294,089 (74.3%)
H27	4,608,876 (100%)	212,869 (4.6%)	1,027,391 (22.3%)	3,368,617 (73.1%)
R 2	4,514,495 (100%)	208,733 (4.6%)	943,322 (20.9%)	3,362,440 (74.5%)
R 4	4,528,806 (100%)	205,589 (4.5%)	907,838 (20.1%)	3,415,379 (75.4%)

(出典) 青森県県民経済計算及び市町村民経済計算 (青森県企画政策部)

(注1) 全体には第1～3次産業に分類されないものも含まれているため、各産業の合計とは一致しない。

(注2) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(7) 近年の主な自然災害の発生状況

気候変動等の影響により、全国的に災害が激甚化・頻発化しており、本県においても近年は、下北・上北地方を中心とした「令和3年8月9日からの大雨」や津軽地方を中心とした「令和4年8月3日からの大雨」などにおいて、土砂災害や落橋による集落の孤立や、河川の氾濫による住家や農地の浸水等の被害が生じました。また、「令和6年12月からの豪雪」では、人的被害や住家被害のほか、りんごの枝折れ等の農業被害が生じ、山村地域においても大きな影響を受けました。

(8) 医療の状況

医療施設に従事する医師数は増加傾向にあるものの、依然として厳しい医師不足の状況にあり、地域間・診療科間で医師の偏在が見られます。また、高齢化の進行による医療ニーズの変化、新興感染症や激甚化・頻発化する自然災害などへの対応が求められています。

(9) 社会福祉の状況

ア 本県は、令和2年に高齢者数がピークに達し、高齢化率は令和22年には40%台まで上昇すると推計されています。また、高齢者の単身世帯割合の増加も見込まれ、令和22年には65歳以上人口における独居率が20.1%まで上昇すると推計されており、孤独・孤立問題の一層の深刻化が懸念されています。

また、高齢化に伴い、保健・医療・福祉ニーズの高まりが想定される中、本県では、担い手となる介護職員が令和22年に約1万人不足することが見込まれるなど、高齢者の生活の維持への影響が懸念されています。

イ 未婚化や晩婚化の進行に伴い、本県の出生者数は減少が続き、合計特殊出生率の低下も続いています。女性の就業割合が高まり、共働き世帯が増加している中、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、本県の男性の家事・育児関連時間は女性の約3分の1にとどまっています。

ウ 本県の児童虐待相談対応件数は増加傾向にあるほか、近年、こどもの貧困やヤングケアラーの問題が全国的に顕在化しています。また、こども・若者の自殺者数や、小・中・高校生等のいじめ認知件数及び不登校者数は、近年増加傾向にあります。

(10) 文化・教育の状況

ア 本県は、三内丸山遺跡を始めとした県内8つの構成資産を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が令和3年に世界文化遺産に登録されるなど、国内外に誇るべき貴重な資産や文化財を有しており、世界から注目が集まっています。

イ 山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向があります。

ウ 県内振興山村市町村外の高等学校への進学率が高まっており、(3)に記す交通機関の減少等により進学に伴って転出する若者が増える傾向にあります。

(11) 社会・生活環境の状況

ア 本県の水道普及率は令和5年度末で98.1%、汚水処理人口普及率は令和6年度末で83.6%となっており、これまで着実に整備が進められてきたところですが、依然として一部地域において未整備の地域が見られます。

イ 人口流出に伴う空き家の増加やその管理が課題となっていますが、各市町村においては、空き家バンクの設置・運営により、空き家の利活用促進等が行われています。

(12) 移住・交流の状況

ア 人口減少・高齢化の進行により、65歳以上の高齢者が集落の半分を占める「限界集落」の増加が見込まれています。

農山漁村地域では、「地域経営」の取組拡大が進んだことで約500の地域経営体が誕生し、生産活動だけでなく地域貢献活動を行う経営体や地域課題の解決に向けて生活支援サービスの提供に取り組む地域運営組織が出てきました。

イ 首都圏移住相談窓口「青森暮らしサポートセンター」等を利用した移住相談対応件数は年間2,000件～3,000件の高水準で推移するとともに、本県への移住関心層はコロナ禍を経て増加傾向になっています。これらの一層の拡大に向け、情報発信や受入態勢整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

ウ 10代後半から20代前半の若者・女性が一度県外転出した後に、県内に還流することが少ないことから、いつでも本県に帰って来られる環境を作っていく必要があります。また、何らかの理由で帰って来られない人や青森県に関心を持つ人が、様々なかたちで青森県とつながり、関わることのできる仕組みづくりが必要です。

(13) 就業者の動向

ア 令和4年度の本県における総人口1人当たり市町村民所得は2,704千円ですが、振興山村では2,548千円と低くなっています。

(出典：令和4年度(2022年度)市町村民経済計算)

イ 振興山村における就業人口は341,993人で、県全体の56.8%を占めています。県全体及び振興山村の双方において第1次産業の就業者数は減少しており、県全体が11.1%、振興山村は10.9%とほぼ同じ割合となっています。

産業別就業者数の動向

(人、%)

年度	振興山村			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H12	287,486 (100%)	38,301 (13.3%)	68,871 (24.0%)	178,256 (62.0%)
H17	305,002 (100%)	41,275 (13.5%)	61,721 (20.2%)	202,006 (66.2%)
H22	355,722 (100%)	45,521 (12.8%)	65,734 (18.5%)	224,467 (63.1%)
H27	357,962 (100%)	42,215 (11.8%)	63,224 (17.7%)	239,454 (66.9%)
R 2	341,993 (100%)	37,235 (10.9%)	58,855 (17.2%)	237,202 (69.4%)

年度	県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H12	729,472 (100%)	103,735 (14.2%)	185,571 (25.4%)	437,142 (59.9%)
H17	679,361 (100%)	95,725 (14.1%)	146,847 (21.6%)	436,789 (64.3%)
H22	622,338 (100%)	81,042 (13.0%)	127,978 (20.6%)	413,318 (66.4%)
H27	625,970 (100%)	75,300 (12.0%)	124,032 (19.8%)	407,585 (65.1%)
R 2	602,391 (100%)	67,001 (11.1%)	118,134 (19.6%)	404,441 (67.1%)

(出典) 国勢調査結果 (総務省統計局)

(注1) 15歳以上の就業者である。 (注2) 総数には不詳分を含む。

(注3) 産業3部門には、「分類不能の産業」を含めない。

(注4) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(14) 自然環境の保全状況

本県の振興山村は、令和5年に登録30周年を迎えた世界自然遺産白神山
地、三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園といった日本有数の国立公園
に加え、森林が面積の73.4%を占めるなど、豊かな自然環境を有しています。

Ⅱ 振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 振興山村の課題

本県の振興山村においては、少子・高齢化の進行や耕作放棄地の増加、後継者不足に加えて、医療従事者が不足するなど、生活環境の整備が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあります。このため、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されないことが懸念されます。

2 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年の山村振興法の制定に基づき、昭和40年度から昭和47年度にかけて33市町村が順次振興山村としての指定を受け、現在では23市町村が振興山村を有しています。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から継続して交通・通信、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきました。

また、過疎化、高齢化の進展が顕著な特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備を促進する特定農山村法に基づき、現在22市町村が指定されています。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、農林道などの道路交通網や産業基盤、水道や医療、情報通信などの生活環境等において一定の整備が進んでいる一方で、一部地域ではいまだ整備水準が低位な状況にあり、一層の対策が必要となっています。

○第一期対策(昭和40年度～47年度)
【概要】 産業の生産基盤と社会生活環境の整備を主体とし、地域格差の是正を図ることを目的として各種の振興対策を推進。
○第二期対策(昭和47年度～54年度)
【概要】 主として第一期対策で実施された基礎的な産業基盤の整備の上に立って、それぞれの振興山村の特性に着目し、これに対応した開発整備を総合的に推進。
○第三期対策(昭和54年度～平成2年度)
【概要】 山村住民の立場から格差是正の要請と国民的見地に立った山村地域の役割を充足するため、特に振興山村における「定住条件」の整備に配慮して実施。
○第四期対策(平成3年度～平成10年度)
【概要】 地域資源を活用し、豊かで安全・快適なゆとりのある美しい山村の創造を主な目的として実施。
○第五期対策(平成11年度～平成20年度)
【概要】 格差是正という観点に加えて、豊かな自然環境や生活空間、伝統文化等山村の有している良さを見直し、これを伸ばす対策を推進。

○山村振興対策(平成 21 年度～)

【概 要】

他地域との連携や交流を進め、また、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築を目指す対策を推進。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題です。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割はますます重要なものとなってきています。

しかし、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増しています。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要です。

そこで、山村地域が有する役割や抱えている課題等に対応するため、山村地域の基幹産業である農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて、「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」の取組を推進するとともに、地域全体で経済や暮らしを支える「あおもり型農村RMO」の育成を進めるなど、振興山村の対策を総合的に展開し、持続可能な農山漁村地域の実現を目指していきます。

2 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

ア 本県の山村における国・縣市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしています。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進めます。

また、基幹的な市町村道又は農道、林道及び漁港関連道については、工事の規模、公共施設の分布、路線の性格・緊急性等を勘案して県が代行整備を行います。

イ 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、乗合タクシーや自動運転技術等の導入により、交通空白の解消を促し、地域旅客運送

サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進します。

また、本県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題であることから、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせた効率的な雪対策に取り組む必要があります。

ウ 道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるように配慮します。

(主な施策)

- ・広域的な地域公共交通ネットワークの確保・維持
- ・既存の地域公共交通サービスで対応しきれない新たな需要に応じた移動サービスの推進
- ・市町村や交通事業者などの様々な主体が協働・連携する体制づくりの推進
- ・多様な交流や物流を支える交通環境の構築

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

超高齢化社会にあって、生産年齢人口が減少する中でも、新たなしごとを生み出し、産業を発展させていくとともに、県民生活の利便性を向上させ、豊かで安心な暮らしやすい生活を創り出していくため、デジタル技術を最大限活用し、あらゆる分野でDXを推進します。

(主な施策)

- ・県内企業によるAIやロボット等の先端技術の活用促進
- ・先端技術を活用した農林水産物の生産技術及び漁獲技術の開発等
- ・スマート農林水産業の普及拡大に向けた人財育成
- ・デジタル技術を活用した鳥獣被害防止対策の普及
- ・ICT導入の支援等による介護現場の労働環境の改善・生産性向上
- ・デジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保
- ・教職員のICT活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化（教育DX）の推進
- ・観光分野のDX推進などにより、生産性向上と収益力強化を図るなど、観光事業者の経営改善を促進
- ・ドローンや自動運転等の導入、AIやデータを活用するスマート物流の普及などの物流のDXの促進
- ・行政DXの推進による、質の高い行政サービスの提供に向けた取組の推進・促進
- ・ドローンやAIなどを活用したインフラ老朽化対策の推進
- ・防災DXの推進による、県民への情報発信及び国や関係自治体等の連携・協力態勢の強化

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

- ア 山村の基幹産業である農林水産業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の機能が発揮されることから、農林水産業の振興を図るため、基盤整備を進めます。
- イ 農業については、山村の条件不利性の補正に向け、農地や農業水利施設の整備を推進するとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備など、きめ細かな基盤整備を推進します。
- ウ 中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農用地の維持管理及び農村の地域資源の適切な保全管理を推進することで、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。
- エ 森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、ゾーニングに応じた適切な路網整備を促進します。

(主な施策)

- ・ほ場整備、農業水利施設整備、農道整備、防災施設整備、耕作放棄地の抑制・活用対策等
- ・農業水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- ・計画的な森林整備を推進するための林道等の路網整備の促進

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

- ア 農林漁業者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、生産性向上・経営効率化に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営を目指して、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開します。併せて、新規就農の促進等を含めた担い手の確保・育成を促すとともに、6次産業化を推進します。
- イ また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や農泊などの体験コンテンツの整備を推進します。
- ウ 農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であるため、効率的・効果的な被害防止対策の実施に向け、ICT 機器を活用した被害防止対策技術の普及や被害状況及び実績等を踏まえた捕獲、正しい方法での柵の設置と維持管理、地域ぐるみの被害防止活動の推進を図り、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画の取組を支援します。また、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用できるよう、食品等としての利用の促進に努めます。
- エ 風力発電や木質バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれないよう、自然・地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で共生で

きるように配慮するものとします。

オ 森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病虫害の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進めます。また、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとします。

(主な施策)

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・ 地域の農業所得確保に向けた計画の策定・実践の促進
- ・ 森林施業の集約化の推進
- ・ 県産材利用の促進
- ・ 地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- ・ 地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 地域の特性を生かした観光業の振興促進
- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 侵入防止柵等の設置や緩衝帯の整備等による人身被害及び農林業被害の防止・軽減

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

ア 振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源をかん養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っています。このことから地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るため、間伐及び主伐後の再造林や、その実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進するとともに、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進します。

イ また、近年、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化している中、振興山村において農業生産活動が継続的に行われるよう、防災重点農業用ため池の防災工事や農業水利施設の寿命化・耐震化など、農業水利施設や農地を活用した流域治

水の取組を推進します。

ウ 水害、風害等の各種災害を軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進します。併せて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救援、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮します。

(主な施策)

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るための治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止・軽減する、治水、砂防、海岸保全等の推進、ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ 防災・減災のための交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設の整備、農業水利施設等の農業・農村インフラの整備
- ・ 避難施設、備蓄倉庫、人工衛星を利用した通信設備等の整備
- ・ 防災マップづくり、避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化
- ・ 山火事予防巡視活動及び普及啓発活動の実施

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

ア 無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等を促進します。

イ 無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行います。

(主な施策)

- ・ へき地医療対策の一環として、医師の派遣やへき地医療拠点病院の運営を支援
- ・ 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備やドクターヘリ導入の促進
- ・ 県内地域医療に係る連携体制の構築を推進
- ・ 道路整備における医療機関へのアクセスに係る配慮

(7) 社会福祉施策(子育て環境の確保に関する施策を含む。)に関する基本的事項

ア 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくりのため、高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくり、高齢者の健康づくりと介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの整備、介護サービスの充実と質の確保に取り組みます。

イ 障がい者等の活躍促進のため、相談体制の充実、農福連携の推進、「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」及び「青森県手話言語条例」の制定など、障がい者が暮らしやすい地域社会づくりを進めており、引き続き適切な支援や環境の充実を図っていきます。

ウ 安心してこどもを産み育てられる社会の実現に向け、社会全体でこどもや子育てを応援する気運の醸成や、結婚から妊娠・出産・子育てまで各段階や各ニーズに応じた支援体制の構築とその充実などに取り組んでいきます。

(主な施策)

- ・高齢者の在宅サービスや地域における相談体制の充実
- ・地域の生活支援サービスや介護サービスを担う人財育成
- ・デジタル技術も活用した高齢者の見守り、高齢者のフレイル予防・介護予防
- ・障がい者の生活支援・生活環境の充実、地域移行への取組
- ・農福連携を始めとした障がい者の雇用・就業の促進
- ・結婚・妊娠・出産・子育てに関する適切な情報提供やライフプランニング支援など、結婚から子育てまでの一貫した支援体制づくり
- ・保育所や放課後児童クラブ、病児保育等、地域における多様なニーズに対応した子育て支援サービスの質的・量的な充実への取組

(8) 文教施策に関する基本的事項

ア 本県は、国内外に誇るべき貴重な資産や文化財を有しており、世界から注目が集まっています。このため、地域における歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進に取り組んでいきます。

イ また、振興山村では、人口減少や少子化の進行により、児童生徒数が減少しています。このような状況の中、教育の重要性は一段と増しており、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や、地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められています。

このため、山村地域という不利性から教育を受ける条件について、他の地域との格差が生じることのないよう教育環境を整備する必要があります。さらに、山村地域の特性を生かした教育に取り組むとともに、教育施設の有効利用を推進します。

(主な施策)

- ・歴史的資料や文化財等を適切に収集・保護・保存するほか、デジタル技術の活用等による情報発信などの新たな価値の創出に取り組み、地域活性化を推進
- ・地域の祭りや伝統芸能などについて、鑑賞や体験機会の充実に取り組み、継承を促進
- ・県民、特にこどもたちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組の推進
- ・児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充

実に向けた取組

- ・自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等、こどもの体験活動の推進
- ・児童生徒が安心して学べる安全な学校施設の整備と魅力ある教育環境づくり
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
- ・多様な主体の生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

ア 山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められています。このため、空き家等の活用を含めた住宅や定住促進住宅等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進します。

イ また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とします。併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を推進します。

ウ さらに、集落維持につながる取組の一環として、市町村が作成する被害防止計画を踏まえながら地域ぐるみの鳥獣被害防止活動を推進します。

（主な施策）

- ・水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- ・集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備推進
- ・集落間を繋ぐ道の維持管理の促進
- ・あおもり型農村 RMO の形成の促進

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

ア 少子高齢化による人口の自然減や人口の流出に歯止めがかからない中、UターンやIターンをはじめとした他地域からの移住とともに、二地域居住や地域間交流を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で不可欠です。

このため、山村への移住、定住はもとより、二地域居住や地域間交流の取組を併せて促進することにより地域の担い手を増やしていくため、移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進とともに、都市等と山村の交流促進を図ります。

イ 移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進については、移住又は二地域居住による滞在の促進に向け、県内振興山村の特性、魅力や移住や二

地域居住の受入れ態勢等について効果的に情報提供等を行い、UIJ ターンを促します。

ウ 都市等と山村の交流促進・県内の振興山村との交流や二地域居住を促進するため、都市部等の住民に対し、実際に振興や所得向上に取り組んでいる状況、豊かな自然や景観、振興山村の農林水産業の魅力や独自の文化等について発信を行うとともに、農泊や農林漁業体験、子ども向けの農山漁村体験の機会を提供する取組を促進します。こういった取組において、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組（森業）を支援します。

(主な施策)

- ・ 移住検討者の相談対応や受入体制の整備
- ・ あおもり型農村 RMO の形成促進
- ・ 農泊、エコツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

(11) 担い手施策(労働条件の改善に関する施策を含む。)に関する基本的事項

ア 人口減少が進行し、各産業間で人財の確保が競合する中において、地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、担い手の確保・育成が重要です。

農業の担い手の確保に向けては、営農大学校で中核的担い手となり得る人財を養成するとともに、農業の魅力や支援制度について情報発信などを行います。

担い手の育成に向けては、国の事業を活用し、営農経費等を支援するとともに、普及指導員等による集合研修や個別指導の実施、関係機関と連携したサポートなどに取り組みます。

イ 労働力の確保に向けては、求人者、求職者のマッチングを進めるとともに、県外人材の雇用受入に向けた居住環境の整備に対する支援や市町村等と連携した多様な取組を進めます。

ウ また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進します。

(主な施策)

- ・ 農業・就農サイトや県外就農フェア等を活用した情報発信
- ・ 就農初期の営農経費等の支援
- ・ 農業経営・就農サポートセンターによる専門家派遣や伴走型支援
- ・ 経営力の高い地域リーダーの育成を目的とした研修の充実
- ・ ワンストップ相談窓口によるマッチング促進
- ・ 県外人材の雇用受入拡大に向けた居住環境整備への支援

- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 地域医療への志を持つ医療従事者の育成のための研修や確保に向けた取組の支援
- ・ 高齢者の活動の場の確保
- ・ スタートアップ企業への支援

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

本県の振興山村における豊かな自然環境は、国土保全や水源かん養といった公益的な機能を有しており、また、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務めるものとします。

(主な施策)

- ・ 白神山地や自然環境保全地域、開発規制地域などの適切な保全管理
- ・ 森林整備による手入れ不十分な森林の発生防止・解消や、森林の多面的機能の維持・向上、森林資源の循環利用の推進
- ・ 多様な生態系や自然と身近に触れあえる里地里山の保存と活用、緩衝帯の整備
- ・ 生活を支える健全な水循環の確保
- ・ 地域住民や農林漁業者、事業者などとの協働による、山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保に向けた総合的対策
- ・ 市町村や近隣道県などとの広域的連携やデジタル技術の活用などによる、効果的な野生鳥獣の保護や適正管理、狩猟・捕獲の担い手の育成

(13) その他施策

本県においては、県政の基本方針である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（令和6年度～令和10年度）及び本県の基幹産業である農林水産業全般に係る具体的な取組内容を示した「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」（令和6年度～令和10年度）を策定し、各種施策を推進しているところです。

山村振興対策については、これらの施策と整合性を図るとともに、地域の特性を生かした施策の展開を図ります。

また、地域振興の施策については、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（特定農山村法）など、主に中山間地域の活性化を目的とする関連法令やその他農林業をはじめとする関係法令を所管する部局との連携を密にするほか、県が策定する「青森県過疎地域持続的発展方針」（令和3年度～令和7年度）などの過疎・中山間地域振興対策との整合性を十分に図り、地域が主体となった山村地域づくりに取り組んでいきます。